

特定非営利活動

特定非営利活動とは、

- ①特定非営利活動促進法（NPO法）に規定する20種類の分野に該当する活動であって、かつ、
- ②不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を言います。

NPO法人は、この特定非営利活動を行うことを主たる目的としなければなりません。

1. 20種類の分野に該当する活動

特定非営利活動促進法（NPO法）に規定する20種類の分野に該当する活動は、以下の20種類の活動です。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
まちづくりの推進を図る活動
観光の振興を図る活動
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動
災害救援活動
地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動
国際協力の活動
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動
情報化社会の発展を図る活動
科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
消費者の保護を図る活動
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
この20種類の分野に該当する活動は、単なる例示ではなく、限定列挙されているものであるため、NPO法人の主たる目的がこの20種類の活動のいずれかに該当しなくてはなりません。
また、上記20種類の活動の定義は、法律上規定されていませんので、個々の活動がこれらに該当するか否かは、それぞれの所轄庁が、他の法令による使用例等を斟酌して、社会通念に従って判定することになります。

2. 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

不特定多数のものの利益の増進に寄与することの意味するところは、当該NPO法人の活動によって利益を受けるものを特定せず、広く社会一般の利益になることを言います。したがって、構成員相互の利益を目的とする活動や特定の個人・団体の利益を目的とする活動は、受益者が特定されている活動であって特定非営利活動には該当しません。